

令和 2 年度 菊池グローバルビレッジ構想業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、菊池市（以下「委託者」という。）が実施する「令和 2 年度菊池グローバルビレッジ構想業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、「菊池グローバルビレッジ」の実現を目指すため、IT の活用による各種の地域課題の解決に向け、体制・組織づくりを行い、効率的・効果的に運営を行う。また、企業が持つノウハウを学ぶことで、就職や起業支援、働き方改革等につなげていく。さらに、企業の持つコンテンツ等を活用し、交流人口・移住・定住人口の増加につなげるとともに、IT を活用した地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを行う。

3 委託概要

- (1) 履行期間： 契約締結日翌日から令和 3 年（2021 年）3 月 19 日まで
- (2) 委託料上限額：9,497,400 円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) 委託内容（詳細については、別紙 1 のとおり）
 - ①体制づくり
 - ②地方における起業家・ベンチャー企業の支援
 - ③地方における働き方改革の推進
 - ④IT を活用した地域コミュニティの活性化
- (4) 本業務の実施による成果目標（KPI）

下記表の各項目について「2020年度増加分3年目」欄の数値を達成すること

項目	事業開始前 (現時点)	2018年度 増加分 1年目	2019年度 増加分 2年目	2020年度 増加分 3年目	KPI増加分 の累計
IT関係創業・就業者数(件)	0	2	2	3	7
人材育成プログラム参加者数(人)	0	2	3	5	10
移住者数(IT関係)(人)	0	5	5	7	17
国内旅行者年間宿泊者数(人)	139,554	1,446	6,000	3,000	10,446

・なお、本業務は、地域再生法に基づき平成 30 年（2018 年）3 月に国から認定を受けた地域再生計画「IT 活用により地方への人の流れを加速する～菊池グローバルビレッジ構想～」(以下「本地域再生計画」という。)に基づく業務であり、国の地方創生推進交付金により実施する。業務委託において対象とする経費は、同交付金対象の経費とする。

4 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施するものとする。

5 受託者の義務

受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。

また、受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行する。

なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

6 再委託

あらかじめ応募意思表示時に当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を委託者に提出した場合は、再委託による業務を認める。

7 成果品

次の項目を含む実績報告書（紙媒体及び電子媒体の両方にて納品）を提出すること。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果
- (3) 制作物（版下データを含む）
- (4) その他参考資料

8 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日翌日から「令和3年（2021年）3月19日」までとする。

なお、業務期間内であっても作業の完了したものについては、成果品の一部の提出を求める場合がある。

9 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに委託者と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、委託者の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理担当者及び実務担当者経歴書（履歴書）
- (4) 工程表
- (5) 再委託に係る書面 ※仕様書「6 再委託」を行う場合
- (6) その他委託者が指示する書類

10 工程管理等

業務の遂行状況の確認等のため、毎月1回打合せを行い、受託者から報告を行う。ただし、

業務などの内容及び進捗具合により、必要に応じて追加の打合せを行う場合がある。

11 貸与資料

本業務の実施にあたり必要な資料を委託者より貸与するので、受託者は責任を持ってこれを管理し、汚損・紛失等の無いよう取り扱いには万全の注意を払うこととする。

また、受託者は貸与された資料の重要性を認識し、個人情報保護の観点から情報の流出には十分留意し、常に貸与資料の管理状況を明確にし、必要がなくなった場合には速やかに返却するものとする。

12 会計処理

受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。

13 書類等の保管

受託者は本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても 10 年間保存する。

14 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

15 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び菊池市個人情報保護条例を遵守し、委託者からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

16 瑕疵

受託者は、本業務完了後であっても、成果品に瑕疵が発見された場合には速やかに委託者の必要と認められる修正等を受託者の負担において行うものとする。

17 著作権の取扱い

本事業の実施により生じる一切の著作権は、委託者に帰属するものとする。

18 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、委託者の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

19 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、委託者・受託者の協議によりこれを解決する。

(別紙 1)

委託項目	委託内容	金額 (円)	摘 要
① 体制づくり	(ア) 菊池グローバルビレッジ事務局運営費等	3,999,600	金額については上限額
	I Tの活用による各種の地域課題の解決に向けての体制・組織づくり等		※事務局は菊池市内に設置することし、主たる事務局員については、菊池市内で活動を行うこと。
② 地方における起業家・ベンチャー企業の支援	(ア) 起業家支援プログラム及び資金調達方法支援事業等	499,400	金額については上限額
	I Tベンチャー創出に取り組む大学との連携等を推進し、起業成功者が起業家を育てる活動等の支援の促進及び地方の産業を活性化し、雇用の創出を図る観点から、地域におけるベンチャー企業等の支援の仕組みの構築等。また、起業を促進させるため、資金調達手法の伝授や本市における I Tベンチャーのビジネスマッチング等		
③ 地方における働き方改革の推進	(ア) サテライトオフィス等の推進等	2,999,700	金額については上限額
	サテライトオフィス活用による首都圏等との二地域居住や企業と地域人材とのマッチング等を行うことによる働き方改革の推進等		
④ ITを活用した地域コミュニティの活性化	(ア) 地域人材活用のための人材DB等によるマッチング事業等	499,400	金額については上限額
	(イ) 実証フィールド調査・マッチング等	1,499,300	金額については上限額
	コミュニティに存在する多様な人材が地方でも I Tを新規事業の立上げや事業内容の改善に活用できるような環境整備に向けた取組みの推進や各種サービス (産業・交通・通信・電力・買い物等) の質の向上等につなげるシェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための実証フィールドモデル事業経費等		
合 計		9,497,400	金額については上限額

※各委託内容の金額については上限額のため、その金額を超えることは出来ない。

※本地域再生計画の目標を達成するために、上記①～④の委託内容及び同項目について取組内容の追加提案を行うこと。